



平成 29 年 12 月 8 日

各 位

会 社 名 I N E S T 株 式 会 社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 上 村 陽 介
(コード番号 3390 東証 JASDAQ)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 片 野 良 太
(TEL : 03 - 6892 - 3864)

不正行為に関する再発防止策等に関するお知らせ

平成 29 年 11 月 8 日付「内部調査委員会の調査報告書受領等に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社は、元役員による不正行為の疑いについて、社外監査役 2 名及び不正調査等に豊富な経験を有する外部専門家 2 名から成る内部調査委員会(委員長には外部専門家が就任)による調査を進め、調査の結果として、平成 29 年 11 月 8 日付で内部調査委員会より調査報告書(以下「本報告書」といいます。)を受領いたしております。

その後、当社において、本報告書における指摘事項及び提言を真摯に受け止め、再発防止策の検討を重ねてまいりました。今般、当社が実施する再発防止策の内容について、本日開催の取締役会において決定いたしましたので、その概要を下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ、取引先及び関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけすることとなりましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

今後は策定した再発防止策の実施等により子会社を含む当社の企業集団における内部監査機能・コンプライアンスの強化を図り、当社グループ一丸となって信頼回復に努めてまいります。

記

再発防止策の概要は、以下のとおりです。

(1) 今回の不正事案に関与した経営者及び関係者の排除

今回の不正事案が経営者による内部統制の無視により起きたものであることに鑑み、不正行為実行者である元役員の排除を徹底いたします。現状において、元役員は既に当社及び当社子会社(以下「当社グループ」といいます。)の役員を退任し、かつ、当社グループの他の役職や身分を有しておりませんが、今後においても、顧問や相談役等として関係を持つことを含め、当社グループは、当該元役員との関係を維持しないものとします。

(2) 内部監査機能の強化

当社グループにおける内部監査機能の強化を図るため、内部監査室の独立性を確保し、改

めてその権限と組織を明確化及び強化いたします。

内部監査室は、当社の内部監査機能はもちろん、当社子会社の内部監査機能も担うものとし、具体的には、当社グループの事業所監査やJ-SOX対応、当社グループのリスク管理といった業務全般を行い、また、当社グループの取締役の業務執行や当社グループ全体のコンプライアンス遵守の状況についても監査を行い、必要に応じて適時に代表取締役又は取締役会及び監査役会に報告を行うものとします。

また、内部監査室、監査役、会計監査人が三様監査を実施していく中で、監査機能を機能的、効果的に発揮、強化することができるよう、密な連携関係が維持継続される体制を構築してまいります。

さらに、内部監査室への通報窓口（ホットライン）を設置し、当社グループの役職員からの情報を直接入手できるようにすることで、内部監査の機能をより広範かつ実効的なものとしてまいります。

(3) コンプライアンス意識の醸成

社内イントラネットや社内掲示物によって注意喚起を促す啓発活動については、随時、内容の見直し等を行いながら継続してまいります。

また、経営陣や従業員に対する階層別にコンプライアンス研修を実施することで統制面についての意識醸成を高めてまいります。

(4) 業務執行についての適切な権限分配

取締役会は、特定の議題についての審議をする会議体の場としてだけでなく、当社グループの経営や事業の状況、業界に関する情報その他の周辺情報を含む包括的な情報共有の場としても機能するものであることを認識し、役員の相互監視監督の機会を増やすという観点から、取締役会の頻度を現状の四半期開催から月次開催へ変更いたします。特に、社外役員による監視監督機能が十分に発揮されるよう、社外役員への継続的かつ十分な情報提供に努めてまいります。

(5) 子会社の整理統合等

今回の不正事案は子会社を利用したものであったことに照らし、現在当社グループに複数存在する子会社について、個々の状況や存在意義を改めて確認し、必要に応じて適宜子会社の整理統合を進め、最適な会社組織体制といたします。

(6) 子会社に関するモニタリング強化

子会社の意思決定事項に関しては、当社との事前協議を徹底させることで、子会社への統制を強化してまいります。

また、当社の組織分掌として、子会社の統制における各部署の役割や職務分掌を明確にすることで、子会社に対する管理・監督体制を整えてまいります。そのうえで、現状の子会社の業務プロセスにおける統制機能が薄い状況に鑑み、業務リスクを意識したモニタリングを実施し、また、内部監査室において子会社の社内稟議のモニタリングの強化を図る等により、

子会社への統制の有効性を高める体制を整備してまいります。

(7) 重要な業務プロセスにおけるフローの明確化

業務プロセス、支払決裁プロセスについては、重要なフローの見直しを行い、明文化を徹底いたします。

(8) 支払通知書の運用の適正化

明確な運用フローを定め、取引相手先が当社グループからの支払いについて認識及び了解していることの証跡として支払通知書を作成することとし、その適正な運用が行われるように改善いたします。

(9) 取引決裁プロセスの運用の見直し

上記(7)に記載したフローの見直し及び明文化によって、確立した取引決裁プロセスの厳格な運用を行い、内部監査室がモニタリングするなどの仕組みを構築してまいります。

以 上